

令和 8 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

郡山東部地区金沢調整池付帯設備耐震性能照査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1－1 条 令和 8 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業郡山東部地区金沢調整池付帯設備耐震性能照査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（目 的）

第 1－2 条 本業務は、国営総合農地開発事業郡山東部地区で造成された金沢調整池付帯設備である取水設備等について、耐震性能照査を行うものである。

（場 所）

第 1－3 条 本業務において対象とする施設の場所は福島県郡山市田村町金沢字大六地内で、別添 1 のとおりである。

（土地への立入り等）

第 1－4 条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

（一般事項）

第 1－5 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接に連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められたときには、速やかにこれに応じるものとする。

（管理技術者）

第 1－6 条

（1）管理技術者は、共通仕様書 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－7 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- ① 業務計画書作成時
- ② 耐震性能照査作業時
- ③ 成果品とりまとめ時
- ④ その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－8 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあつては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－10 条 受注者は共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があつた場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」	(公社) 農業農村工学会	平成15年 4 月
2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社) 農業農村工学会	平成27年 5 月
3	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	令和 4 年 2 月
4	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和 3 年度版	(一社) 公共建築協会	令和 3 年 2 月
5	配電盤・制御盤の耐震設計指針(技術資料 J E M - T R 144)	(一社) 日本電気工業会	平成29年 3 月

(作業条件)

第 2 - 2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期、日程等の詳細については監督職員と打合せにより決定するものとする。

(対象施設)

第 2 - 3 条 本業務の対象となる施設の諸元は、以下のとおりである。

なお、施設の詳細は別添 2 ～ 9 に示す図面のとおりである。

施設名称	区 分	名 称	諸 元
金沢調整池	堤体諸元	利用目的	かんがい
		ダム形式	重力式コンクリートダム
		基礎地質	阿武隈花崗岩
		堤高	30.8m
		堤長	247.8m
		天端標高	EL. 313.3m
		堤体積	63.4千m ³
		上流勾配	鉛直
		下流勾配	1:0.82
	基礎処理	カーテングラウト有無	有り
		その他基礎処理有無	有り
	貯水池	有効貯水量	1,331 千 m ³
		総貯水量	1,371 千 m ³
		常時満水位	EL. 310.30m
		設計洪水水位	EL. 311.50m
		最低水位	EL. 292.30m
		満水面積	0.15 km ²
	流域面積	直接流域	1.31 km ²

施設名称	区 分	名 称	諸 元
	取水設備	形式：フロート式 ヒンジパイプ ：スルースバルブ	最大取水量 0.677m ³ /s 取水位 FWL 310.3m～LWL292.3m 取水管径 Φ700
	放流設備	形式：ジェットフロー ゲート ：緊急放流ゲート	最大放流能力 1.981m ³ /s 放流管径 Φ400（大放流工） " Φ200（小放流工） 低水位放流設備 Φ800
	監査廊	監査廊の有無	有

（参考図書）

第２－４条 本作業の参考にする図書は、共通仕様書第２－１条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説	国土交通省河川局	平成17年３月
2	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	農林水産省農村振興局	令和元年９月
3	河川構造物の耐震性能照査指針・解説－IV．水門・樋門及び堰編－	国土交通省水管理・国土保全局治水課	令和２年２月
4	ダム・堰施設技術基準（案）	（一社）ダム・堰施設技術協会	平成28年３月

（貸与資料等）

第２－５条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸与資料	数 量
関係図書	郡山東部地区事業誌	１式
報告書	平成30年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 郡山東部地区金沢調整池耐震性能照査業務	１式
	令和元年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 郡山東部地区金沢調整池耐震性能照査業務	１式
	令和２年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 郡山東部地区金沢調整池耐震性能照査業務	１式
委員会	令和元年度 金沢調整池安全性評価委員会報告書	１式
	令和２年度 金沢調整池安全性評価委員会報告書	１式
図面	金沢調整池 施設管理図	１式
その他	その他監督職員が必要と認める図書	１式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第２－６条 第２－４条、第２－５条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

- (1) 本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】及び別紙2【業務対象施設一覧表】に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 業務準備	1 式	
1-1. 現地調査		
1-2. 資料の検討	1 式	
2. 付帯設備耐震性能照査	1 式	
2-1. 耐震性能照査手法の整理		
2-2. 耐震性能の確認（レベル1地震動）	1 式	
2-3. 耐震性能照査（レベル2地震動）取水設備	1 式	
2-4. 耐震性能照査（レベル2地震動）放流設備	1 式	
2-5. 耐震性能照査 管理棟、操作室	1 式	
3. 照査	1 式	
4. 点検取りまとめ	1 式	

(作業上の留意点)

第3-2条 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 現地踏査等施設の状況確認においては、可能な限り施設管理者の同行により指導・助言を受けて実施するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞き取りが必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (5) 各設備の照査に用いるレベル2地震動は、過年度業務で実施した地区内施設の耐震性能照査に用いた地震動とし、貸与資料を参考とする。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（2）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等について情報共有を図る。

（3）照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

（4）業務確認会議において確認した事項については、業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

・「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」は、

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html> を参照。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

・チェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアは、

https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php を参照。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回打合せには管理技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所はすべて阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(耐震性能照査手法の整理段階)

第3回 中間打合せ(耐震性能照査とりまとめ段階)

最終回 報告書原稿作成段階

また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R 等) により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場 38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。

(2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。

(3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(6) 履行期間の変更が生じた場合。

(7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。

(8) 現地調査の結果により、調査項目の変更又は追加調査が必要となった場合

(9) 調査対象施設等の変更追加が生じた場合。

(10) 歩掛調査の追加が生じた場合。

(11) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 【作業項目内訳表】

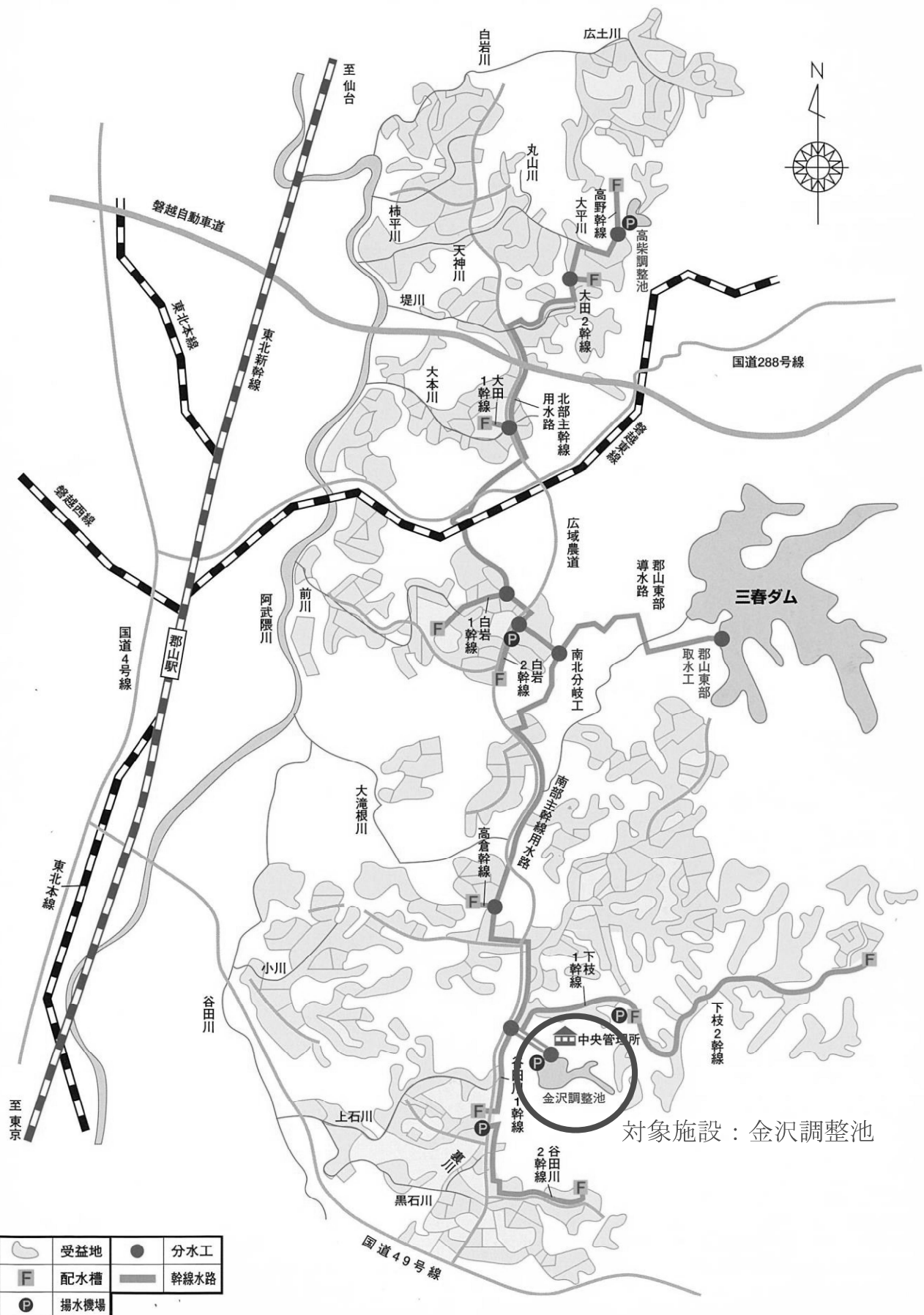
作業項目	作業内容	作業実施
1. 業務準備		
1-1. 現地調査	本業務実施に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	ダム付帯設備の特性把握に必要な基本情報に関する資料を収集整理し、作業計画を確立する。	○
2. 付帯設備耐震性能照査		
2-1. 耐震性能照査手法の整理	貸与資料等から対象施設（別紙2）について、各構造物の配置・構造等を造成時の設計資料・完成図書により把握し、想定される地震時の損傷形態を基に、各設備の耐震性能及び耐震照査手法を選定、整理する。	○
2-2. 耐震性能の確認 （レベル1地震動）	対象施設（別紙2）について、造成時の設計資料・完成図書によりレベル1地震動相当の耐震設計の実施状況を確認し、整理する。	○
2-3. 耐震性能照査 （レベル2地震動） 取水設備	上記2-1. で選定した手法に基づき、以下の設備について耐震性能照査を行う。 【照査手法】 ・取水ゲート：扉体の構造についてレベル2相当の静的地震動を作用させた場合の応力照査（造成時構造計算書を基に検証） ・土木構造部：堤体の耐震性能照査結果から耐震性能を判断 ・開閉装置、電気設備、機側操作盤： 固定部（アンカーボルト）の照査	○
2-4. 耐震性能照査 （レベル2地震動） 放流設備	上記2-1. で選定した手法に基づき、以下の設備について耐震性能照査を行う。 【照査手法】 ・放流ゲート：扉体の構造についてレベル2相当の静的地震動を作用させた場合の応力照査（造成時構造計算書を基に検証） ・土木構造物：堤体の耐震性能照査結果から耐震性能を判断 ・開閉装置、電気設備、機側操作盤： 固定部（アンカーボルト）の照査	○
2-5. 耐震性能照査 管理棟、操作室	上記2-1. で選定した手法に基づき、以下の設備について耐震性能照査を行う。 【照査手法】 ・取水設備操作室、放流設備操作室、中央管理棟 建築基準法令・基準に基づく照査	○
3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

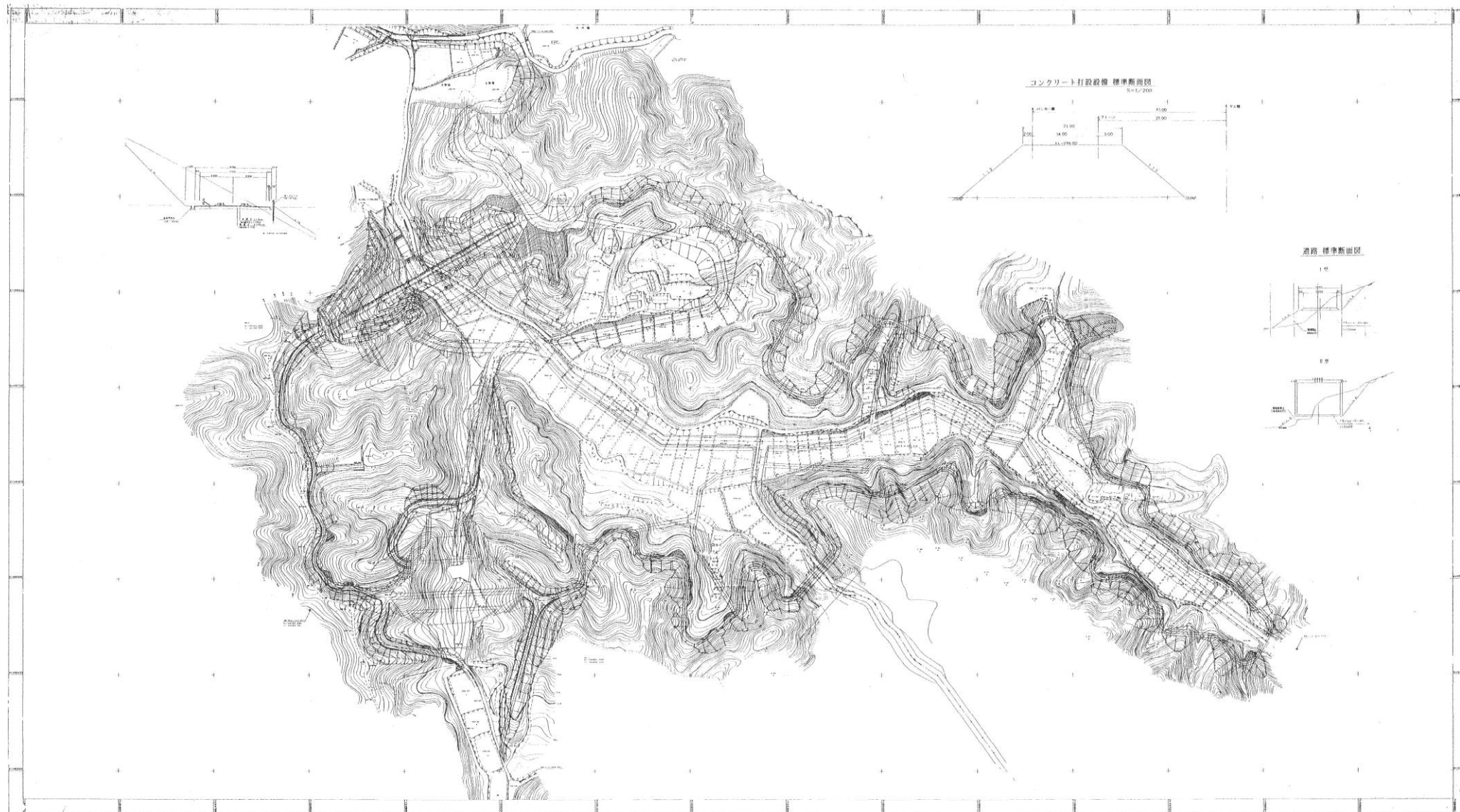
別紙2【業務対象施設一覧表】

施設区分	構成要素（構造※ ¹ ）	耐震性能照査		備考
		レベル1 ※ ²	レベル2	
取水設備 フロート式ヒンジパイプ 取水位 FWL310.3m～LWL292.3m スルースバルブ Φ700	土木構造物(RC)	○	◎	
	ゲート設備 (S)	○	◎※ ³	
	開閉装置（固定部）	○	◎※ ³	
	電気設備 （機側操作盤（固定部））	○※ ⁵	◎※ ⁵	
放流設備 緊急放流ゲート Φ800 ジェットフローゲート Φ400 〃 Φ200	土木構造物 (RC)	○	◎	
	ゲート設備 (S)	○	◎※ ³	
	開閉装置（固定部）	○	◎※ ³	
	電気設備 （機側操作盤（固定部））	○※ ⁵	◎※ ⁵	
管理棟、操作室 取水設備 操作室 放流設備 操作室 中央管理棟	建築構造物	○※ ⁴		
周辺地山	法面・斜面※ ⁶	○	△	
【備考】 ◎：動的解析、○：静的解析、△：特別な課題がなければ個別の照査は実施しない ※ ¹ 構成要素の構造型式、S:鋼構造、RC:鉄筋コンクリート構造 ※ ² 造成時の設計資料・完成図書により、レベル1地震動相当の耐震設計実施状況を確認 ※ ³ 動的解析の結果を活用し、静的に照査 ※ ⁴ 建築法令・基準に基づく照査 ※ ⁵ 電気設備関連法令・基準に基づく照査 ※ ⁶ 不安定化した場合に各対象施設（取水設備、放流設備、洪水吐水路、管理棟）の耐震性能、あるいは水理機能に影響を及ぼす可能性がある場合				

注)【備考】の注釈に関しては、耐震性能照査マニュアルに基づき記載しており、別紙1の「2-1.耐震性能照査手法の整理」において、対象構造物の選定（スクリーニング）及び耐震性能照査方法を決定するものとする。

●事業地区マップ



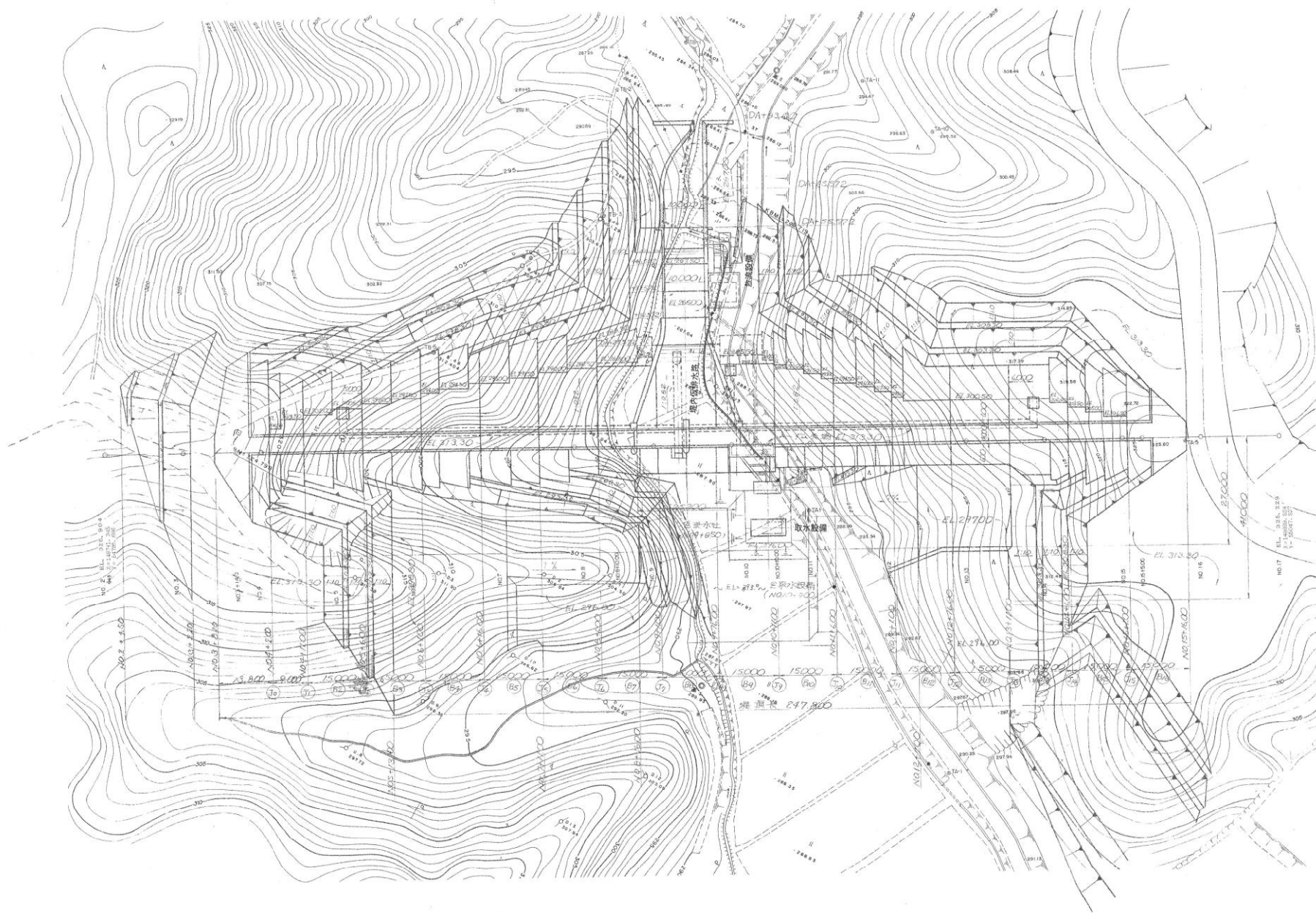


事業名	郡山東部開拓建設事業		
施設名	金沢調整池		
図面名称	全体図		
縮尺	1:2000	図面番号	
測点			
施工年度			2

本堤平面图

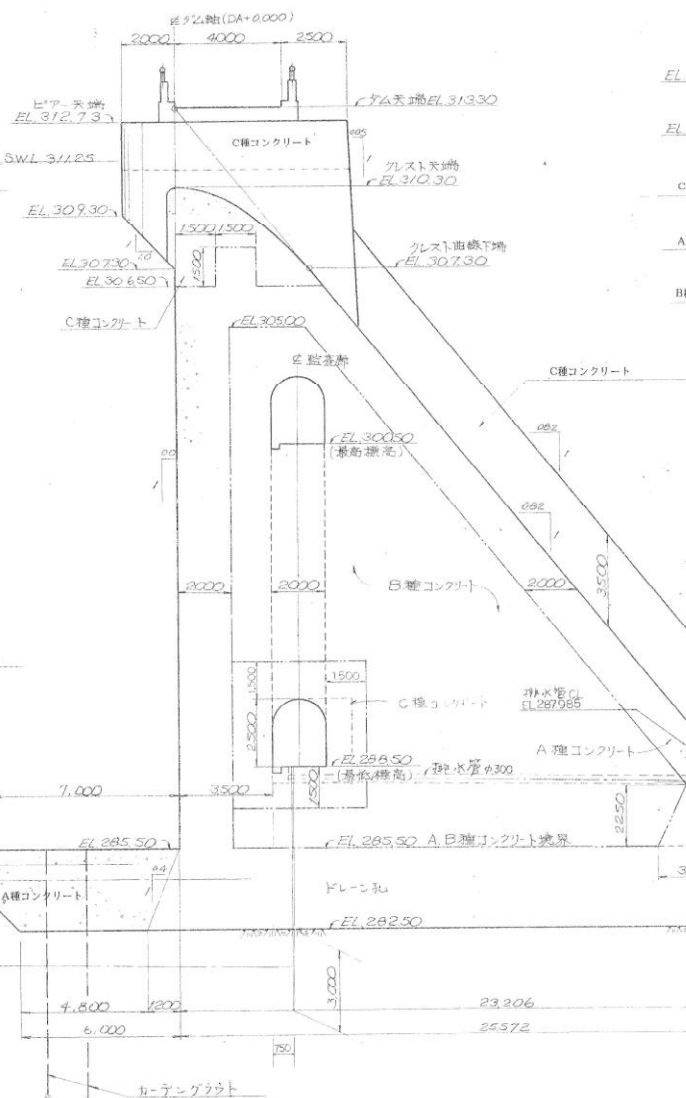
縮尺 1:500

別添 3

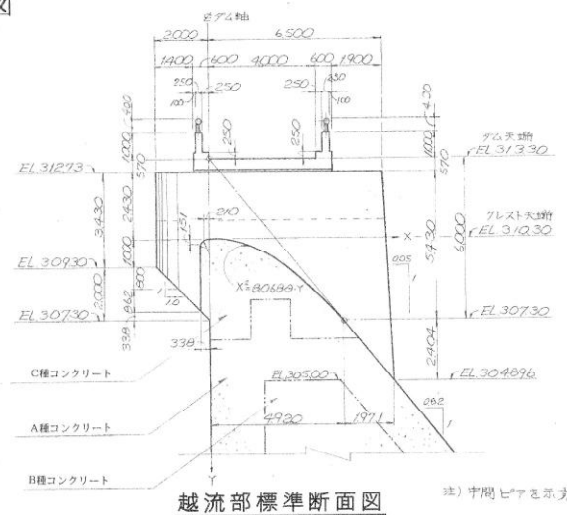


0 50m
縮尺 1:500

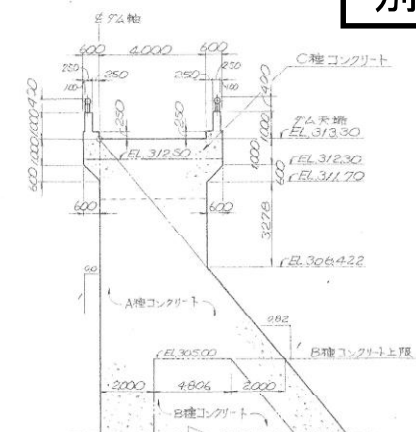
事業名	郡山東部開拓建設事業
施設名	金沢調整池
図面名称	平面図
縮尺	図示
圖面番号	3
施工年度	



越流部標準断面図



越流部標準断面図



非越流部標準断面図



越流部標準断面図

注) DA+20336はジョイントJ7, J8の
横断目変化点である。



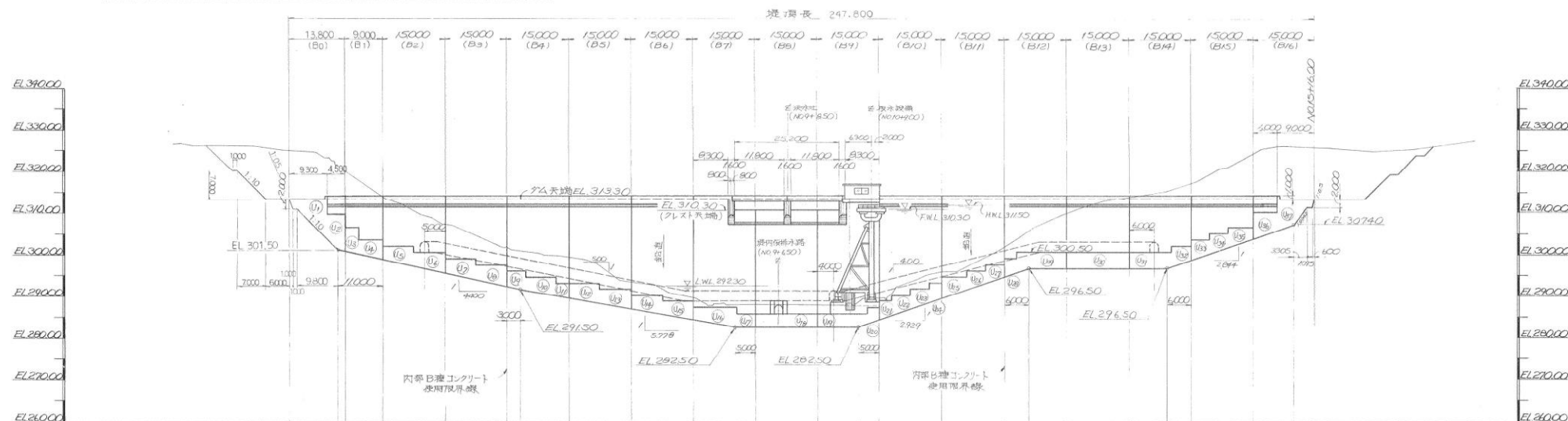
事業名	郡山東部開拓建設事業	
施設名	金沢調製池	
図面名称	標準断面図	
縮尺	図示	図面番号
測点		4
施工年度		

上流フーチング諸元表

(単位: m)

NO	天端標高	長さ	NO	天端標高	長さ	NO	天端標高	長さ	NO	天端標高	長さ
(U1)	EL 313.30	9.30	(U1)	EL 293.00	3.00	(U2)	EL 298.50	3.00	(U2)	EL 300.50	10.50
(U2)	+ 309.50	7.50	(U2)	+ *	7.50	(U2)	+ 291.00	4.50	(U2)	+ 302.00	4.50
(U3)	+ 306.50	3.00	(U3)	+ 291.50	*	(U3)	+ 291.50	*	(U3)	+ 303.50	*
(U4)	+ 303.50	6.00	(U4)	+ 290.00	*	(U4)	+ 293.00	3.00	(U4)	+ 305.00	*
(U5)	+ 302.00	7.50	(U5)	+ 288.50	*	(U5)	+ 294.50	6.00	(U5)	+ 306.50	6.00
(U6)	+ 300.50	*	(U6)	+ 287.00	10.50	(U6)	+ 296.00	4.50	(U6)	+ 309.50	*
(U7)	+ 299.00	*	(U7)	+ 285.50	4.50	(U7)	+ 297.50	*	(U7)	+ 313.30	9.00
(U8)	+ 297.50		(U8)	+ *	15.00	(U8)	+ 299.00	3.00			
(U9)	+ 296.00	4.50	(U9)	+ *	12.00	(U9)	+ 300.50	12.00			
(U10)	+ 294.50	7.50	(U10)	+ 287.00	3.00	(U10)	+ *	15.00			

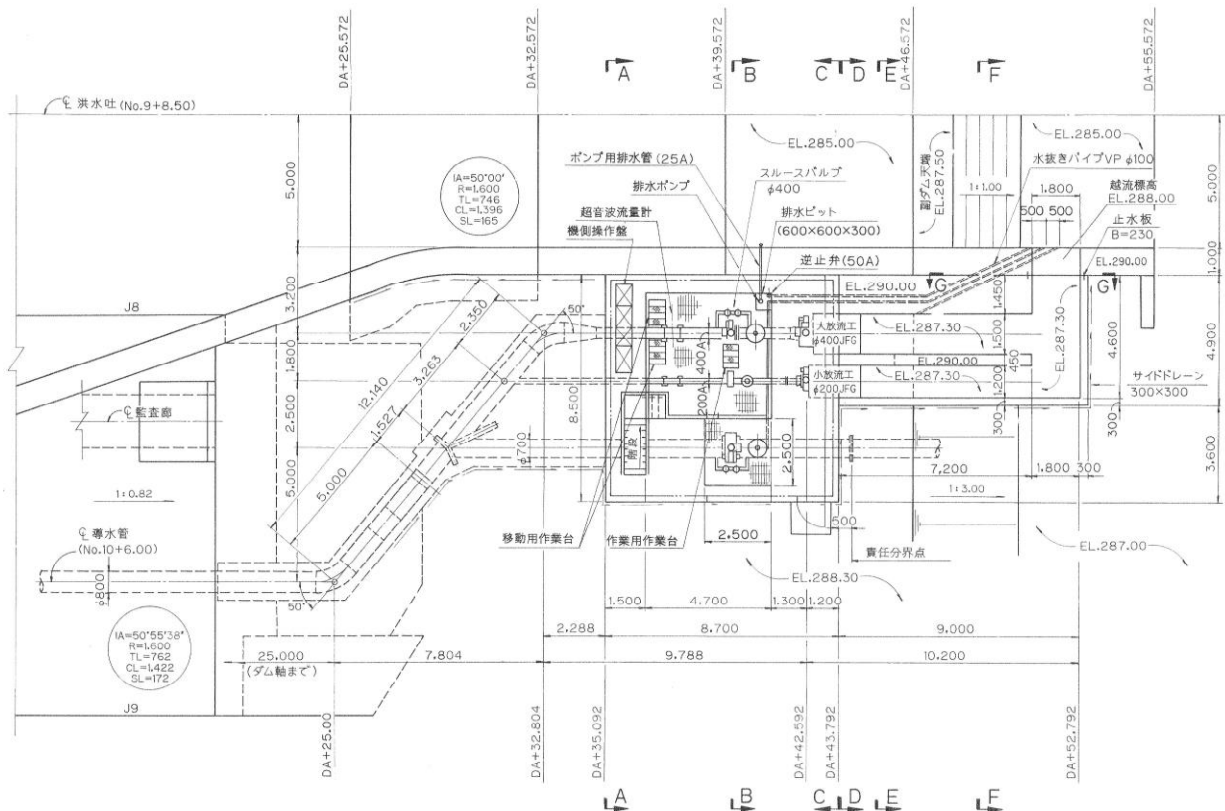
本堤縦断面図 (上流面)



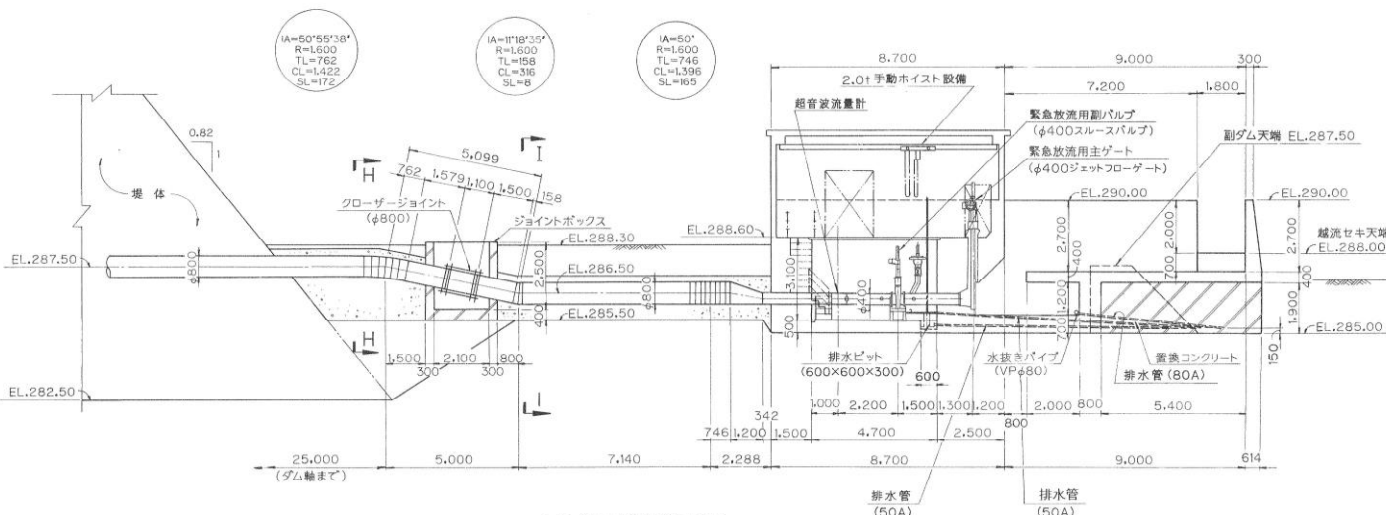
ブロック番号	(B0)	(B1)	(B2)	(B3)	(B4)	(B5)	(B6)	(B7)	(B8)	(B9)	(B10)	(B11)	(B12)	(B13)	(B14)	(B15)	(B16)
継目番号		J0	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	J10	J11	J12	J13	J14	J15
床掘標高		310.30	308.50	306.50	299.00	296.50	295.57	292.68	291.50	289.42	286.83	284.23	282.50	282.50	282.50	282.50	282.50
現況地盤高	324.69	325.94	318.70	307.13	299.00	296.50	295.57	292.68	291.50	289.42	286.83	284.23	282.50	282.50	282.50	282.50	282.50
累加距離	0.00	20.00	28.70	40.00	51.00	60.00	66.00	80.00	94.00	100.00	111.00	120.00	128.00	130.00	136.00	140.00	140.00
点間距離	20.00	8.70	13.00	11.00	9.00	9.00	6.00	14.00	14.00	6.00	9.00	8.00	2.00	2.00	4.00	4.00	0.00
測点	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10	NO.11	NO.12	NO.13	NO.14	NO.15	NO.16	NO.17	

0 50m
縮尺 1:500

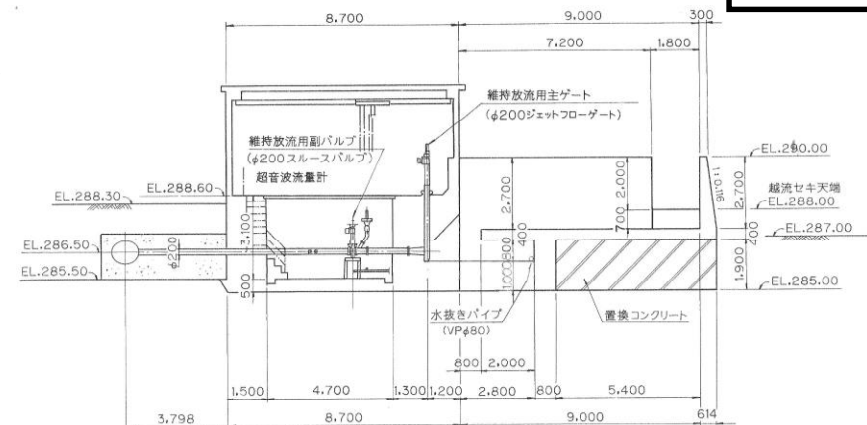
事業名	郡山東部開拓建設事業
施設名	金沢調整池
図面名称	縦断面図
縮尺	図示
測点	5-1
施工年度	



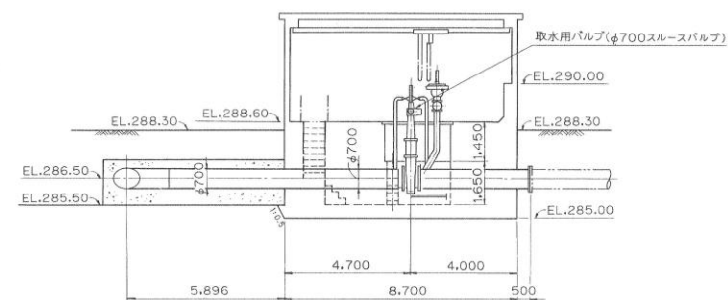
放流設備平面図



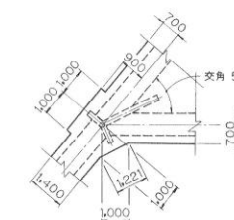
大放流工縦断面図



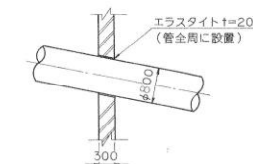
小放流工縦断面図



幹線用導水管縦断面図



分岐部詳細平面図

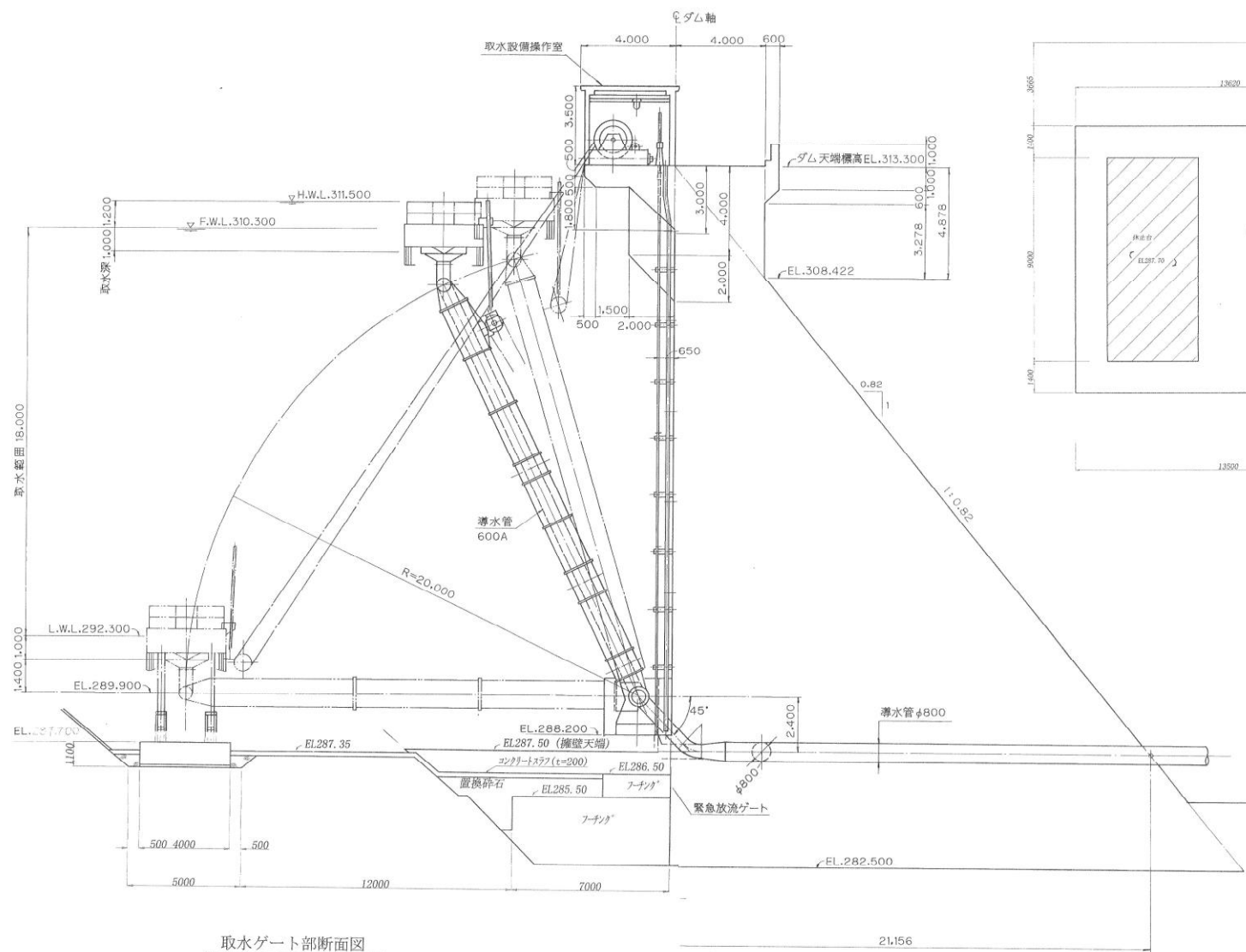


ジョイントボックス取付部詳細図
縮尺 1:50



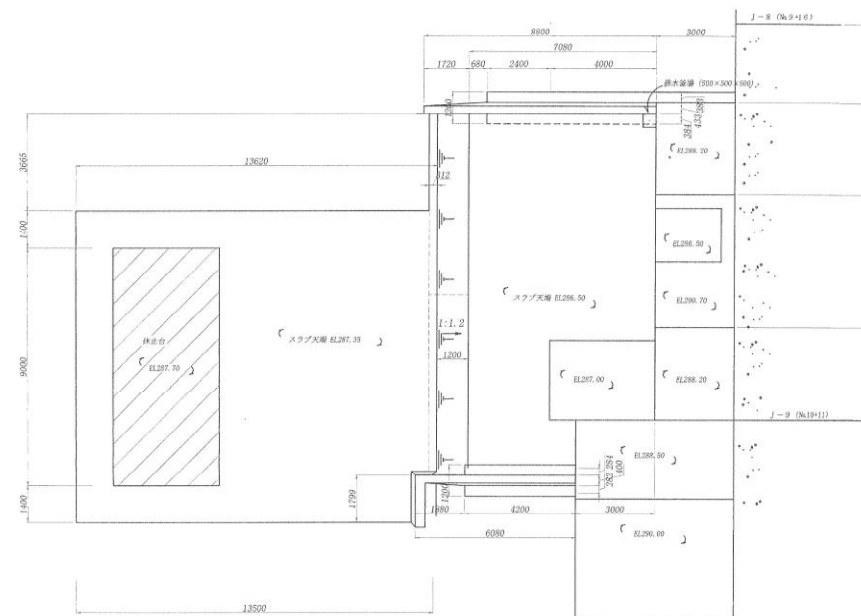
事業名	郡山東部開拓建設事業
施設名	金沢調整池
図面名称	放流工詳細図
縮尺	図示
測点	図面番号
施工年度	18-1

取水設備呑口部: (1/2)



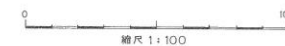
取水ゲート部断面図

縮尺 1:100



取水ゲート部平面図

縮尺 1:100



事業名	都山東部開拓建設事業		
施設名	金沢調整池		
図面名称	呑口工詳細図		
縮尺	図示	図面番号	
測点			21-1
施工年度			

施設名	金沢調整池
-----	-------

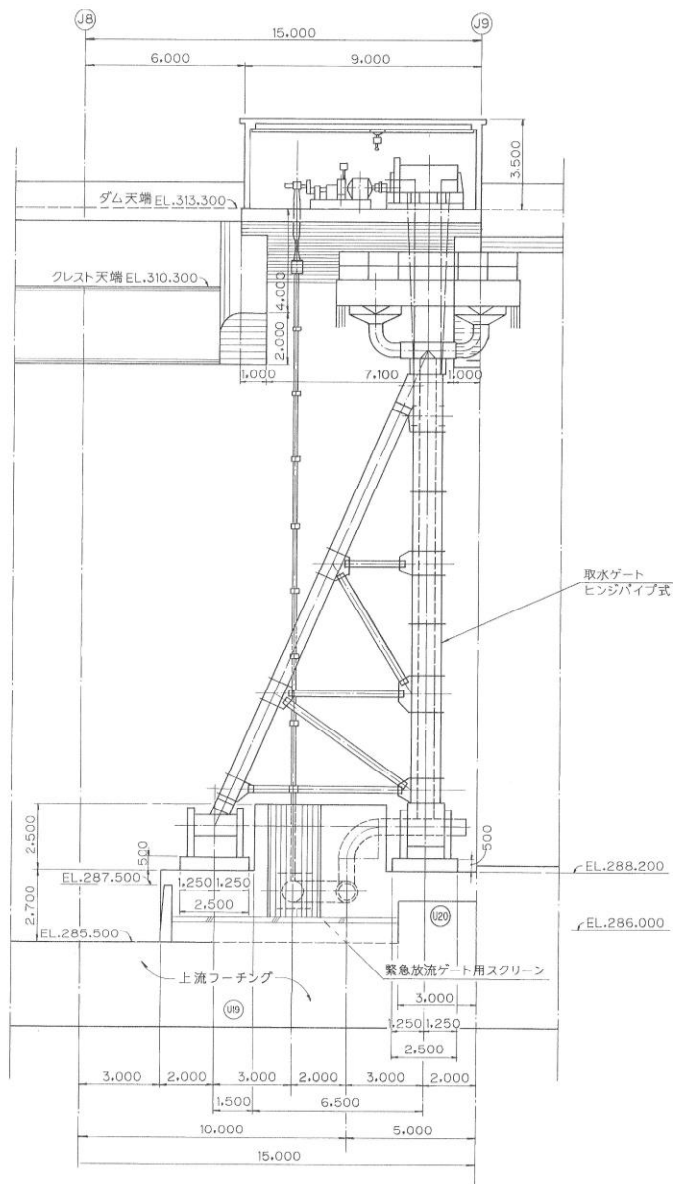
圖面名稱	吞口工詳細圖
------	--------

缩	尺	图	示	图面番号
---	---	---	---	------

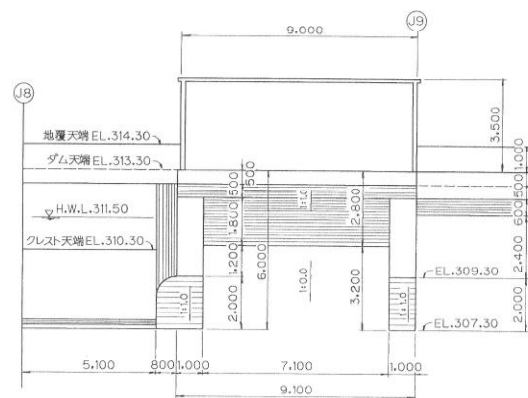
21-1		
------	--	--

金沢調整池 本堤	2
----------	---

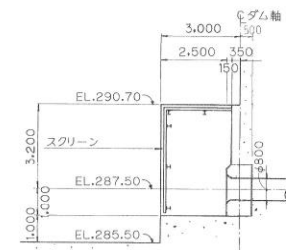
取水設備呑口部 (2/2)



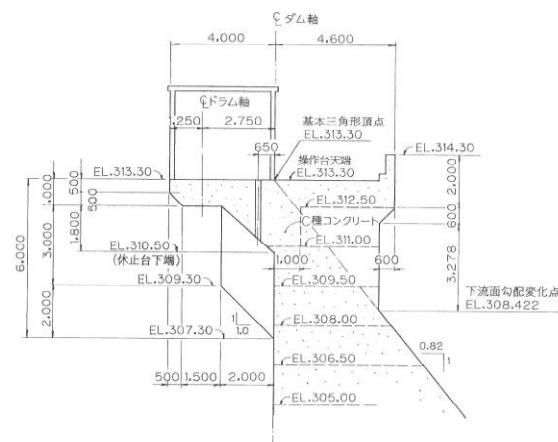
取水設備部正面図



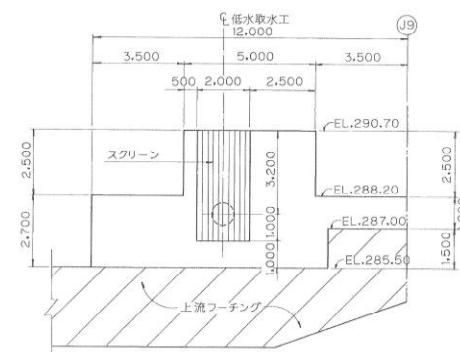
洪水放流工操作台正面図



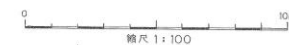
低水取水工断面図



洪水放流工操作台断面図



取水設備下部正面図



事業名	郡山東部開拓建設事業
施設名	金沢調整池
図面名称	呑口工詳細図
縮尺	図示
測点	図面番号
施工年度	21-2